

海外メディア芸術祭等参加事業委託実施要項

文化庁次長決定

平成20年4月1日

平成23年2月25日改正

平成25年3月15日改正

平成27年2月5日改正

1. 趣 旨

優れたメディア芸術作品を海外のフェスティバル・施設等に出品することで、我が国のメディア芸術の国際的な評価を高め、創造活動の活性化をはかり、もって我が国のメディア芸術の発展に資する。

2. 委託業務の内容

優れたメディア芸術作品の出品等が適切と認められる海外の施設、フェスティバル等において、文化庁メディア芸術祭賞受賞作品（審査委員会推薦作品を含む）を中心とした作品の効果的な展示・上映等を実施する。また、併せて文化庁メディア芸術祭の周知を行う。

3. 業務の委託先

メディア芸術に関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で（以下「実施団体」という。）、原則として次のいずれかに該当するものとする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体

ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

(1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。